

既報ノ通り標記會社従業員矢ノ目文七外二名ノ裁首問題ニ端  
 ヲ後シテ發生ノ労働爭議ハ其ノ後組合支部ノ解散ヲ見ルニ至  
 レル為メ被裁首者三名ニテ執拗ニ會社ト交渉ヲ為シ来レルガ  
 會社ノ態度依然トシテ強硬ナルコト、既ニ大衆組織ヲ離レタ  
 ル三人ノ迫力全リニ弱キ事トノ為メニ之ヲ放任スルトキハ結  
 局三人ノ惨敗ヲ見ル状態ニ至ケ至レルガ此ノ時(本月上旬)  
 全評関東地方評議會執行委員長難波席一ハ元組合支部長ニシ  
 テ會社内ニ於テモ相當大衆ノ信頼ヲ持ラル高杉善次郎外数名  
 ノ保護ニ對シテ調停斡旋方ヲ依頼セルニ今人等モ之ヲ快諾南  
 未控村工場長並中野事務取締役(元工場長)等ト会见種々交  
 渉ノ結果「會社トシテハ三人ニ對シ三十日位ノ手當全ヲ支給  
 スルハ支障ナキモ前例ヲ残ササル様其ノ名目ニ關シテ考慮ス  
 ル様ニシトノ結論ヲ得タル為メ更ニ協議ノ結果次ノ通り解決  
 スルコトナレリ

二 解決状況

前記ノ通り會社ノ態度利用セル為メ高橋善次郎外数名ノ技  
 工長、但長等ハ難波席一等ヲ加ヘテ六月十二日東厚ノ協議  
 ノ結果調停者ニ對シテ全團ヲ貸與又ハ給與スル事トシテ本  
 問題ヲ解決スルコトニ決定 此ノ旨會社ニ通シタルニ會社  
 モ了解セル為メ六月十七日午後二時ヨリ會社ニ於テ労資双  
 方會見ノ結果次ノ通り圓滿解決セリ

- (1) 三人ノ莫裁解雇ハ之ヲ取消サズ
- 但シ手當トシテ六〇〇圓(一人二〇〇圓宛)ヲ支給スル
- 外各自ノ日給十四日分及本年一月ヨリ實施ノ退手法ノ積
- 立金ヲ全額支給ス
- 矢ノ目文七 二四九円〇九
- 清水花次郎 二四五、六一
- 仲条三藏 二四八、八九